

令和6年度 第2回 香川県高等学校卓球部長会

令和6年10月15日(火) 14:00～

1. 部会長あいさつ

2. 新人大会について

※学校対抗抽選 個人戦資料確認

(1)大会日程等について 1日目(11月2日(土))は学校対抗決勝リーグまで、2日目(11月3日(日))はダブルス決勝までとシングルス2回戦まで、3日目(11月4日(月))はシングルス決勝まで行います。

緊急の変更時は高体連のHPで確認してください。3日間とも、高松市西部運動センターで、1日目は18台、2日目、3日目は21台を設置予定。男女学校対抗は可能なところは2台進行で行う。台数が少ないので、進行にご協力をお願いします。

(2)前年度優勝校・優勝者はカップを持参してください。(男子:学校対抗・複・単 尽誠、女子:学校対抗・複・単 四学香川西)。開始式は選手が整列して行う

(3)開館は両日7:45です。準備は高松地区の学校で。朝の練習は時間帯で学校を指定する。準備の状況で時間は変更になる。(WEB参照)。朝の準備は、理事の教員がいる学校が来ていたら一緒に準備をしてよい。

(4)学校対抗の上位2校は選抜大会四国地区予選会・四国卓球選手権大会への出場権を獲得する。また、男女シングルス優勝者は全国新人合宿への参加権を得る。(男子 尽誠の窪田選手は四国の推薦で冬季合宿に参加、女子 劉選手は外国人留学生のため新人合宿に参加できないので、両者が優勝した場合、2位の選手が参加権を得る。)

(5)今年度も参加料無料。加盟校以外(主に高専)は参加料(団体500円、個人100円)が必要。

(6)学校対抗の部でベンチ入りする監督は、必ず役職者章を付ける。

(7)学校対抗は審判要員1名を認めるが、ベンチでの応援はできない。審判要員は、大会要項の参加資格に準ずる。

(8)学校対抗は原則相互審判、個人戦は原則敗者審判。いずれも結果は勝者が報告。

(学校対抗のリーグ戦は、各チームから審判員を出してもらい、別チームの試合の審判を行う)

すべてのコートにストップウォッチを置き、ゲーム間の1分と練習1分を計測。

(9)参加生徒の監督・指導について。(会場の使用、試合のマナー等)

(10)選手宣誓 四学香川西女子(県総体女子学校対抗優勝校)

(11)2日目進行補助 試合開始～11:00 高桜井、大手高

11:00～13:00 香誠陵、高松西

13:00～15:00 農 経、飯 山

15:00～17:00 坂出工、丸城西

3日目進行補助 試合開始～11:00 藤 井、多度津

(12)シードについて

・学校対抗については夏季強化卓球大会が、台風接近により中止になったため、県総合体育大会の第3位の2チームで、第3・第4シードを抽選、ベスト8の4チームで、第5～第8シードを抽選する。

・個人戦は、四学香川西の劉選手は外国人留学生のため、全日本ジュニアに参加できない。昨年度と同様に、全日本ジュニアのポイントは県総体、国スポ予選を参考にポイントを与える。

(13)その他

- ・企業名が大きくプリントされているユニフォームは、使用できない。
- ・試合できる服装を整えてからコートに入る。(顧問の先生確認よろしくをお願いします)
- ・アドバイザーは、高体連主催の試合のルールを確認しておく。
- ・応援とベンチの区別をしっかりとする。
- ・ミーティングよりも先に勝者報告を先にする。
- ・服装等で配慮が必要な場合は、当日審判長に申し出る。(以上、高松第一)

3. 全国高体連よりの連絡・報告事項

(1)令和6年度 第52回全国高等学校選抜卓球大会 岡山大会について

①期 日 令和7年3月20日(木)～23日(日)

②会 場 岡山県岡山市 岡山県総合グラウンド体育館(ジップアリーナ岡山)

岡山県岡山市 岡山市総合文化体育館(男子予選リーグ)

- ③参加校 学校対抗男女各56校（四国ブロックより男3校、女4校）
個人戦シングルスは各都道府県男女各1名（今年度から2部が消えた）
- ④組合せ 学校対抗の部は2月 日（ ）に公開抽選を行い、WEB配信する
個人戦は全国高体連卓球専門部による抽選
- ⑤参加料 学校対抗 45,000円 個人戦 4,500円

※個人戦参加制限

(ア) 各都道府県予選会の学校対抗の部で1・2位になった学校及びこの大会への出場権を有する学校からは出場できない。

(イ) 過去に全国高校総体（学校対抗・個人戦）・全国高校選抜（学校対抗・シングルス）・全日本選手権（一般・ジュニア・ダブルス）・国スポ（ブロック大会を含む・予備登録選手を含む）に出場あるいはエントリーした者は出場できない。

この内容は、顧問や選手に改めて伝える必要がある（高松商業）

→出場できない人のリストを、全体に配布してはどうか？（高松中央）

→来年度、顧問会の資料の中に、リストを入れておく（委員長）

- ⑥宿泊は別紙宿泊要項による。
- ⑦使用球 Nittaku（プレミアムクリーン）・VICTAS（VP40+）・Butterfly（R40+）とする。
- ⑧競技方法 学校対抗 3～4チームの予選リーグをしてから、決勝トーナメント
シングルス 3名による予選リーグをしてから、決勝トーナメント
- ⑨練習会場はそれぞれの体育館

(2)令和7年度 第94回全国高等学校総合体育大会 山口大会について

- ①期 日 令和7年7月30日（水）～8月 4日（月）
- ②会 場 山口県下関市 J：COMアリーナ下関（下関市総合体育館）
- ③出場枠 男女各 団体1 ダブルス2 シングルス4
- ④抽選会 学校対抗の部はリモートによる抽選会（7月3日～5日）
- ⑤参加料 学校対抗 45,000円 個人戦 4,500円
- ⑥使用球 ニッタク・VICTAS・タマスの3メーカーとする

(3)令和7年度 第53回全国高等学校選抜卓球大会 新潟大会について

- ①期 日 令和8年3月22日（日）～25日（水）の予定
- ②会 場 新潟県上越市 リージョンプラザ上越
- ③参加校 学校対抗男女各56校（四国ブロックより男3校、女3校）
個人戦シングルスは各都道府県男女各1名
- ④参加料 学校対抗 45,000円 個人戦 4,500円

(4)令和6年度全国高体連卓球専門部新人合宿（海外遠征一次選考会）

- 令和6年12月6日（金）～12月8日（日）
- 於：YMITアリーナ（滋賀県草津市） 各県男女1名（参加制限有り）
- 新人大会シングルス優勝者が参加
- 1次リーグ 6人リーグ→8人リーグ
- 2次リーグ 8人リーグ→6人リーグ

(5)令和6年度全国高体連卓球専門部冬季合宿（海外遠征二次選考会）

- 令和7年1月4日（土）～1月7日（火）
- 於：島津アリーナ京都（京都府京都市）
- 四国ブロック推薦 窪田（尽誠）

(6)令和6年度全国指導者講習会について

- 令和7年1月5日（日）～6日（月） 於：京都市 島津アリーナ京都
- 申込〆切 令和6年12月2日（月）

交通費は高体連が負担。希望者は岡田まで

(7)全国高校総体中央委員会から

- ・体罰根絶について
- ・インターハイ開催における固定開催の一部拡大について
- ・基本問題検討委員会について
大会運営時間の問題（1日8時間、4日間で）
経費削減（コート数、施設拡大は無理）
選手・役員の安全安心な業務推進
A案 シングルス・ダブルス各県1
B案 各専門部が実施できる工夫した案
特別枠の削減、団体戦だけをやっていれば問題ない（個人戦は追加）
- ・高体連が主催する競技大会のより適正な運営及び「競技者及び指導者規程」の徹底について（別資料）
- ・グットプレゼンテーションについて（別資料）
この内容は、顧問だけでなく外部指導者など関係する人全員に共有してほしい。（高松第一）
他県では、リーグ戦でわざと負けるような例があった。（委員長）

(8)連絡事項

4. 令和6年度 第52回全国高校選抜卓球大会（個人戦の部）香川県予選会について

- (1)期日 令和6年12月25日（水）
- (2)会場 丸亀市民体育館（要項は11月中旬にアップ予定）

5. 令和6年度 第52回全国高校選抜卓球大会四国地区予選会について

- (1)期日 令和6年12月21日（土）・22日（日）
- (2)会場 アミノバリューホール（鳴門県民体育館）
- (3)参加校 各県の上位2校（男・女）

6. 日本卓球協会・香川県卓球協会関係

- (1)四国選手権代表校、大阪・東京選手権代表選手へ派遣依頼文は出さない。
要項やHPを参考にしてください。

7. 検討・確認事項

(1)令和7年度の県総体の試合方法について（第1回顧問会で提案）

シードのバランスをよりよくなるために、順位決定戦を行う。

- ・シングルスは、順位決定戦で勝ったものが3位でインターハイに出場
- ・ダブルスは、順位決定戦で勝ったものが2位でインターハイ出場、負けたものが3位。図のDも3位
インターハイや四国大会のため、3～16位まで順位を決める必要がある。

→ 図の例

優勝した選手に準決勝で負けた（C）が（F）より上位と考え

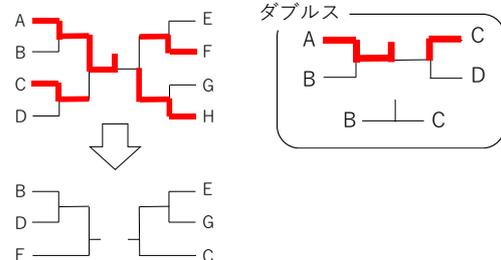
- （C）のゾーン（右側）で勝った選手が3位、
- （F）のゾーン（左側）で勝った選手が4位
- （C）のゾーンの決勝で負けた選手が5位、
- （F）のゾーンの決勝で負けた選手が6位
- （C）のゾーンの初戦で負けた選手が7位、
- （F）のゾーンの初戦で負けたものが8位

9～16位は、ベスト8決定戦で1位の選手に負けた選手が9位、2位の選手に負けた選手が10位・・・

ダブルスは、図の（A）が優勝、順位決定戦で勝った組が2位、負けた組が3位、（D）が4位

5～8位は、ベスト4決定戦で1位の組に負けた組が5位、2位の組に負けた組が6位・・・

- ・ダブルスの試合は決勝の後、シングルの試合もベスト4で負けた後で決定戦をするのは、選手にとっ



てしんどいのではないか。(三木)

・ダブルスに関しては、今後リーグ戦を入れてもいいのではないか。(高松商業)

・来年度だけでなく、継続になる。問題点があればその都度考える。(委員長)

→決定

(2)来年度の西日本オープンについて

・今年の収支を考えると、坂出市立体育館で、参加料10,000円ですか、高松市総合体育館で、参加料12,000円ですか

・香川県のチームをベスト16までにした点について。

・大会を開催について

・開催時期をお盆のタイミングでないところにしてほしい。(高松中央)

・今まで参加していた学校が、参加していない。(高松中央)

・日程次第で、参加する学校が増えるのではないか(高松商業)

・組合せの時に強化の先生が入ってほしい(高松第一)

・この試合の目的は？上位層が出られないのであれば、中位層に着目するのもありでは(高松第一)

・アドバイスなしで行っているが、強化のため、アドバイスの時間が欲しい(高松中央)

・夏の坂出市立体育館は、ステージと観客席が暑いので使わないほうが良い(高松商業)

→来年度も開催はする。内容は理事会で検討。

(3)冬季強化卓球大会について

・卓球専門部の強化の先生を中心に内容を考えてほしい。(シードはかからない試合で)

・強化なのか、普及なのか？(高松第一)→普及を中心にしたほうが良いのでは(高松商業)

(4)フロア内へのビデオカメラについて

・高体連主催の大会は、原則禁止。上位に行けば、競技領域外を作るので撮影可能

・県卓球協会主催の大会は、初戦から可能。ただし、機器の管理は自己責任でお願いします。

(5)全国高体連卓球専門部新人合宿(一次)の派遣について

基本的に、新人大会シングルス優勝選手を派遣する。ただし、参加できない生徒として、冬季合宿に参加する選手(尽誠：窪田)、外国人留学生(四学香川西：劉)となっているので、優勝がその選手になった場合、2位の選手を派遣する。

・上の場合、派遣決定戦をしたほうが良いのではないか(委員長)

・賛成だが、要項に書いてほしい(高松中央)

・今までにない、特殊な場合である(坂出)

→このような場合は、今後も派遣決定戦を行う

(6)各校のジャージについて、白を避けるようにしてください。

8. 新人大会の団体・個人戦組み合わせ 組合せはHPにアップします。

(1)団体戦のシード確認及び抽選(別紙)

(2)個人戦のポイント確認(別紙)

9. その他

(1)高体連強化費－新人大会 学校対抗 優勝校(男女各6万円)

(2)大会申込み期限の厳守、個人戦のエントリーは推薦順

(3)ルールの確認(特にサービス)

(4)ゼッケンピンの飾りについて。飾りは付けない。

→メーカーが出しているゼッケンピンは可

→自分で作ったミサンガなどは不可

(5)足拭き雑巾の使用について各自の責任で 6ポイント毎(雑巾の忘れ物も多い)

(6)令和6年11月23日(土)・24日(日)にTリーグ女子が高松市総合体育館で行われます。大阪が拠点の日本ペイントマレットのホームゲームです。各学校2枚、ポスターを持って帰ってください。

23日(土) v s 日本生命レッドエルフ(早田ひな所属)

24日(日) v s 木下アビエル神奈川(平野美宇、張本美和所属)

・ポスターのQRコードから入ると、高校生は入場無料

公益財団法人全国高等学校体育連盟 競技者及び指導者規程

第1章 総 則

第1条（目的）

高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、基本的事項について定める。

第2条（規程の適用）

この規程は、以下の競技者と指導者に適用する。

- (1) 競技者とは、都道府県高等学校体育連盟（以下都道府県高体連）に加盟する学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連当該競技専門部に登録した者をいう。
ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。
- (2) 指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

第2章 競 技 者

第3条（競技者のあり方）

- (1) 高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。
- (2) 競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。
- (3) 体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。
- (4) スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。
- (5) スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

第4条（競技者の禁止事項）

- (1) 大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。
- (2) 企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。
- (3) 各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。
- (4) 自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

第5条（大会等への参加）

- (1) 競技者が大会等に参加するときは、在学校長の責任によって申し込むものとする。
- (2) 競技者が本連盟の主催する以外の大会等に参加しようとするときは、あらかじめ在学校長の出場承認を得て、所属する都道府県高体連会長に届け出るものとする。

第3章 指 導 者

第6条（指導者のあり方）

- (1) 指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。
- (2) 高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導

にあたる。

(3) 競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。

(4) 禁止事項については第4条（競技者の禁止事項）を準用する。

(5) 体罰を行った指導者は、平成26年5月20日付け（26全国高体連第42号）による体罰根絶全国共通ルールを適用する。

第4章 罰 則

第7条（罰則）

競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び都道府県高体連と協議の上、罰則を与えることができる。

第5章 改正その他

第8条（改正その他）

本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、理事会の決定により行うことができる。

附 則

平成14年5月30日より施行

平成24年4月1日 一部改正「公益財団法人への移行に伴う表記の訂正」

平成25年5月21日 一部改正「加盟と登録の区別」

平成26年5月20日 一部改正「体罰根絶全国共通ルールの適用」

【参考】

「加盟」及び「登録」についての概念規定について

●一般的には、

「加盟」；団体や組織に一員として加わり、団体組織を支えること

「登録」；申請により、団体や組織の公簿に氏名等を記載し、そのことによって大会出場等が認められることとされている。

●したがって、規程中の「加盟」「登録」については、

今後、以下のように概念規定する。

「加盟」；都道府県高体連へ加入すること

例；〇〇県高体連に加盟する

「登録」；大会出場を前提とし、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連に氏名等を提出し、当該競技専門部の名簿に登載すること

（登録することによって大会出場が認められる）

例；●●専門部に登録する



※登録しなければ、インターハイにつながる都道府県大会にも出場することはできない。

2023年 4月 1日

各 位

公益財団法人 日本卓球協会

2023年（令和5年）6月1日改定・実施の日本卓球ルール（改定概要）

2023年（令和5年）1月1日の国際卓球連盟（ITTF）のルール改定を受け、国内ルールの改定を行います。また、国際卓球ルールの「グッドプレゼンテーション」の条項を参考にして、日本卓球ルールとして「グッドプレゼンテーション」の条項を新設します。

- (注)・波線のアンダーラインは、2023年1月1日に国際卓球連盟が国際卓球ルールを変更したものであることを示す。
- ・二重線のアンダーラインは、国際卓球ルールを参考にして日本卓球ルールとして新設した条項であることを示す。なお、その中の一重線のアンダーラインは、(公財)日本卓球協会が独自に変更、追加したものであることを示す。

1. 条文

第1章 基本ルール

1.3 ボール

- 1.3.3 ボールは~~セルロイドまたはセルロイドと性質の似ている~~プラスチック製とし、白色またはオレンジ色で無光沢のものとする。

第2章 競技ルール

2.5.3 グッドプレゼンテーション

- 2.5.3.1 競技者、コーチまたはアドバイザー、競技役員は、スポーツをよりよく見せるという目標を支持し、スポーツ倫理に反するような、競技の要素に影響を及ぼすいかなる試みも自制することでスポーツのインテグリティ(高潔性・健全性)を保障しなければならない。

- 2.5.3.1.1 競技者は最大限試合に勝つ努力をしなければならず、大会中は病気や負傷等の正当な理由なしに棄権することは慎まなければならない。

- 2.5.3.1.2 競技者、コーチまたはアドバイザー、競技役員は、自身の試合や大会に関連した賭け事や八百長に関与したり手を貸したりするなど、基本規程第2章倫理で定められている禁止行為をしてはならない。

- 2.5.3.2 第2.5.3条の条項に対して重大な、あるいは度重なる、継続的な違反があれば、基本規程第11章処分の定めに従って処分することができる。

2. 公布年月日

2023年（令和5年）4月1日

3. 改定年月日

2023年6月1日

以上